

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原告 デニズ・(閲覧制限)


被告 国

準備書面 (7)

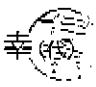
令和3年11月17日

東京地方裁判所民事第1部合1係 御中


被告指定代理人


山口 友 寛 


伊藤 修 


清水 俊 幸 


小林 真由美 

迎 雄 二 

岩崎 智 弥 

飯田 一 徳 

宮崎 喜 昭 

潮田 洋 次 

被告は、本準備書面において、原告に対して行った具体的な有形力の行使について説明するとともに、原告の主張に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

## 第1 入国警備官の有形力の行使に関する判断枠組み

被告準備書面(3)(11ページ)で述べたとおり、入国警備官は、入国者収容所等の警備を職務とし(入管法61条の3の2第2項第3号)、保安上の事故防止の職責を負う(処遇規則14条)ものであるから、被収容者に入国者収容所等における規律・秩序及び保安を維持するために必要な遵守事項を遵守させる必要がある。このような各規定からすれば、入国警備官による有形力の行使や隔離措置は、処遇規則17条の2及び18条1項への該当性に加えて、その当時の必要性の程度等を考慮した上、被収容者の性向、行状、収容場内の管理・保安の状況等、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容されるものと解すべきである。

そして、処遇規則17条の2に規定される「合理的に必要と判断される限度」か否かは、個別の事案ごとにその具体的な事情を総合して判断することとなるが、「判断される」との文言があることからすれば、合理的に必要と判断される限度か否かの判断は、純粹に事後的・客観的な判断によるという趣旨ではなく、入国警備官が、その当時の状況において、制止等の措置が必要であると判断したことが社会通念に照らして合理的か否かによることとなるというべきである。

## 第2 入国警備官の有形力の行使が国賠法上違法とは認められないこと

### 1 居室内での有形力の行使について

入国警備官らが居室内に入室し、有形力を行使して原告を処遇室へ連行しようとした経緯は、被告準備書面(6)で述べたとおりである。

すなわち、原告は、入国警備官によるパンセダンの服用を認めることができない旨の説明に納得せず、入国警備官の中止命令に従わず大声で叫び続けた。このような原告の行為は、他の被収容者に対する迷惑行為であり、現に他の被収容者から苦情も出たため、入国警備官は原告に処遇室までの出室を指示した（被告準備書面(6)3及び4ページ）。

しかし、原告はこれを拒否して激しく抵抗し、入国警備官Aの識別票及び入国警備官Bの活動帽を奪取して投げ捨てる行為に及んだほか、入国警備官Aの腹部を蹴った。入国警備官Aは、これらの状況を踏まえて原告を処遇室へ連行するため、原告の右手首を把持して固定した（同4及び5ページ）。

かかる入国警備官Aの行為は、原告が激しく抵抗していたなどの当時の状況においては、入国警備官及び原告双方が受傷することなく原告を処遇室へ連行するために必要であり、かつ一般的な方法といえ（同5ページ）、合理的に必要と判断される限度の有形力の行使である。

したがって、入国警備官Aが職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたとはいえず、当該行為について、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

## 2 居室から処遇室までの連行について

入国警備官5名は、原告の頭部、両腕、両足をそれぞれ持って抱え上げ、居室から処遇室まで原告を連行したが（被告準備書面(6)5ページ）、被告準備書面(3)（16及び17ページ）で述べたとおり、深夜の時間帯に、原告の大声や騒音によって多くの被収容者の安眠が阻害される状況にあり、原告の行為が他の収容者に対する迷惑行為に該当したことから、速やかに収容区画の静謐さを回復させる必要があった。また、原告が大声で騒いだことに端を発し、一部の被収容者らが大声を上げ収容区内が騒然となっていた（乙12②[6:33～9:45]）

このような当時の状況下においては、入国警備官らが、可及的速やかに原告を居室から処遇室へ移動させ、収容区内の規律・秩序を取り戻す必要性が高い

と判断し、原告の頭部、両腕、両足をそれぞれ持って抱え上げて原告を連行したことは、合理的に必要と判断される限度での有形力の行使である。

したがって、入国警備官らが、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたとはいえず、居室から処遇室までの連行につき、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

### 3 戒具を使用したことについて

原告を処遇室へ移動させた後、入国警備官らが原告に対し戒具を使用したのが、被告準備書面(3)(18ないし24ページ)で述べたとおり、原告に対し再三にわたって説得や中止を命令したにもかかわらず、原告が興奮した状態で大声を発し続けて夜間の静謐を阻害した上、処遇室へ連行する際もそれを強く拒否して暴力行為に及んだという経過があった。また、それまでに原告が受けていた多数の制止等の措置や隔離措置の態様も考慮すれば、原告の抵抗が一時的に中止されて小康状態となったとしても、原告が暴行、自損、器物損壊といった行為(乙5・1ページ参照)に及ぶおそれが具体的に存在した。さらに、原告は、当時、身長177.6cm、体重約74kg(乙30)であり、入国警備官らと比較して大柄な体格であった。

これらに加えて、原告が前記1のとおり入国警備官Aに暴行を加えてから興奮状態にあり、実際に、原告が戒具使用後に四肢に力を入れて抵抗したり、大声を発したりするなどして抵抗を続けていたという当時の状況下においては、入国警備官が、戒具を使用する以外に、入国警備官及び原告双方の受傷を防止する方法がないと判断したことは、社会通念に照らして合理的である。

また、入国警備官は、原告を保護室へ移室させた後、原告の興奮状態が収まり、落ち着いた様子が見受けられたため、原告に使用していた戒具を解除しており、原告に戒具を使用した時間が35分間(乙14)という限られた時間であったことからすると、戒具の使用は必要最小限の範囲で行われたものであり、比例原則に反するものでもない。

したがって、入国警備官が、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と戒具を使用したとはいえないことから、当該行為につき、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

#### 4 口と鼻を塞いだ事実がないことについて

被告準備書面(3)(27ページ)で述べたとおり、入国警備官が原告の顎付近を押さえたのは、頭部保護を目的として原告の頭部を床に押しつけて固定したものであり、これら一連の行為に係る入国警備官の手の角度からも、入国警備官が原告の口を塞いだ事実は認められない。

また、一時的に原告の声が「くぐもった声」のように聞こえる「空気入らない」との発言も、入国警備官の手によって原告の口が塞がれたためではなく、原告の顎付近を押さえる入国警備官の脚部によって原告の口が塞がれたためであり、同入国警備官が脚部の位置をずらして以後(乙12③[7:36])、同入国警備官の脚部と原告の口が離れ、原告が発した声が明確に聞き取れるようになっていることから、入国警備官が原告の口を塞いだとは認められない(被告準備書面(3)28ページ)。

以上のとおり、入国警備官が原告の口と鼻を塞いだ事実はなく、国賠法1条1項の適用上の違法とされる行為は認められない。

#### 5 顎下を押さえた行為について

(1) 入国警備官Aが原告の顎下を押さえた行為は、被告準備書面(1)(20及び21ページ)、被告準備書面(3)(24及び25ページ)で述べたとおり、原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、入国警備官の説諭を冷静に聞き入れさせるための行為で、一定の合理性がある。確かに、入国警備官Aの行為には不当と評価される部分(乙19及び20)もあると考えられるが、それをもって直ちに国賠法上違法と評価されるわけではない。

(2) 前記1ないし3のとおり、原告が、居室内における再三の中止命令に従わず、興奮して大声を発し続け、処遇室への連行も強く拒否して暴力行為に及

んだことからすると、原告は、興奮状態にあり、原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、入国警備官及び原告双方の受傷を防止する必要性があった。

また、原告が収容されていた3寮収容区から隔離室まで移動するには、一定の移動距離があり、かつ、エレベーターを2回使用しなければならなかった(乙12③[22:00~25:50])。仮に、原告が興奮状態のまま隔離室への移動を開始した場合、原告が移動途中の廊下やエレベーター内で突如暴れるおそれがあり、特に、エレベーター内で原告が暴れた場合、狭隘なエレベーター内では原告の動きを完全に封じ込めることは物理的に困難で、入国警備官及び原告が受傷する可能性は高まる。このような施設の物理的状況からも、入国警備官が、入国警備官及び原告双方の受傷を防止するため、原告の抵抗する気力をそぎ、ある程度落ち着かせ、可能であれば原告の自力歩行を促した上で、隔離室への移動を開始しなければならないと判断したことは、社会通念に照らして合理的であったといえる。

なお、実際に、入国警備官は、隔離室へ移動する際、原告に対し「今から隔離室に行くんだけど、正直言って自分の力で歩いてくれるんだったらそのまま行きたいと思っている」(乙12③[19:50~20:20])などと述べ、原告の自力歩行を促している。

- (3) さらに、処遇室に原告を移動させたとはいえ、処遇室内で上げる原告の叫び声は、原告の居室がある3寮収容区B側のみならず、3寮収容区A側内にまで響くほどの大音量(乙31)であり、依然として他の被収容者の安眠を阻害するという原告の迷惑行為が継続していたため、入国警備官が、速やかに原告の抵抗する気力をそぎ落ち着かせる必要性は高かった(原告を連行した処遇室は、乙13「3寮見取図」中の警備官室右側の処遇室であるところ、処遇室で上げた原告の叫び声は3寮収容区A側の居室にまで響いていた。)。そこで、入国警備官は、処遇室で原告を制圧し手錠をかけた後、入国警備官の説諭を聞き入れさせるため、原告を長座姿勢にしようとしたところ、原告

は四肢に力を入れて長座姿勢になることを拒否して抵抗した上、「何やってくる。殺されるよ。あなたたち。私に。やめて」などと大声で叫び（乙12③[7:26～7:32]）、興奮状態は継続した。

また、入国警備官は、入国警備官及び原告双方の受傷事故防止のため、一旦原告の頭部を保護して制圧した後、原告を再度長座姿勢にしようとしたが、原告は「痛い。腕痛い。やりすぎ」などと大声で叫び続け（乙12③[7:55～8:15]）、更に興奮状態は継続した。

このように原告の興奮状態がやむ兆候は全くなかったことから、入国警備官Aは、原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、落ち着かせるため必要であると判断して、原告の左顎の下を押さえた。

(4) 以上のような当時の状況においては、入国警備官Aが原告の左顎の下を押さえた行為は、押さえた時間が短時間であったことや、原告が受傷していないことも併せて考慮すれば、合理的に必要と判断される限度を超えるものということはできない。

したがって、入国警備官Aが原告の顎下を押さえた行為は、具体的状況の下で相当と認められる限度を超えるものではなく、入国警備官は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたものとはいえないことから、これにつき国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

## 6 左肘を押さえた行為について

被告準備書面(3)(25及び26ページ)で述べたとおり、入国警備官Aが、原告に施された手錠の鎖部分を持ち上げた行為は、「引っ張り上げた」といえるような強い力によるものではなく、確実かつ安定した体勢をとるため、原告の左腕の位置を調整したものである。

また、入国警備官Aは、原告の左腕を必要以上の力を込めて押さえていない。一般的な肩甲帯の屈曲可動域は20度であるところ(乙32・936ページ)、

入国警備官Aはこの関節可動域を超えて原告の左腕を押さえつけたとはいえず(乙12③[9:15~10:18]),入国警備官Aには,原告に痛みを与える意図があったということとはできない。なお,原告は,入国警備官Aが原告の左腕を押さえる前から「痛い」などと大声を発していたことから,原告の左腕を押さえた入国警備官Aの行為によって,原告が痛みを受けたとはいえない(被告準備書面(3)26ページ)。

したがって,入国警備官Aが原告の左肘を押さえつけた行為については,当時の状況において,合理的に必要と判断される限度での有形力の行使であり,職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく,漫然としたものではないことから,国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

#### 7 背骨付近を右手で押さえたことについて

原告第5準備書面(32及び33ページ)の記載内容から,原告が主張する入国警備官Aが背骨付近の肉に指をねじ込んだ行為が,乙12③[10:09]における入国警備官Aの行為を示しているものとして反論する(原告が原告第2準備書面(39ページ)及び原告第5準備書面(1ページ)で指摘する乙12③[10:25頃]には該当するような行為が見当たらない)。

被告準備書面(3)(26及び27ページ)で述べたとおり,入国警備官Aが制圧に必要とされる限度を超えて力を加えたとは認められない。

確かに,入国警備官Aは,原告の背中の上部を右手で押さえている(同③[10:09])が,仮に原告に痛みを与える意図があるならば,親指や人差し指の骨など指の固い部分を原告の背中に突き立てる方法が効果的と考えられるが,入国警備官Aは,右手親指の表面を支点として人差し指から小指の4指の甲で原告の背中を押さえたにとどまる。

また,その押さえ方も,入国警備官Aの指が原告の背中に置かれている程度のものであって,必要以上の力は込められておらず,入国警備官Aが原告に痛みを与える意図がなかったことは明らかである。



したがって、入国警備官Aの上記行為については、合理的に必要と判断される限度での有形力の行使であり、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然としたものではないことから、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

## 8 両腕を持ち上げた行為について

原告の両腕を持ち上げた行為は、被告準備書面(3)(24及び25ページ)で述べたとおり、原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、入国警備官の説諭を冷静に聞き入れさせるための行為で、一定の合理性があった。

前記5で述べたとおり、入国警備官及び原告双方の受傷を防止するため、確実に原告を制圧する必要がある、入国警備官は、興奮状態にある原告の抵抗する気力をそぎ、速やかに落ち着かせなければならなかった。

この点、原告は、自らの反応について、痛みと恐怖から狼狽して悲鳴を上げ、体をこわばらせる生理的反応で抵抗する意図はないなどと主張する(原告第5準備書面29ページ)。

しかしながら、原告が長座からうつ伏せに姿勢を変更させられている途中、突如体を動かして入国警備官からの制圧に抵抗している様子(乙12③[9:01~9:02])が確認できるため、処遇室における制圧の最中も原告の抵抗が継続していたことが認められる。原告が突如体を動かして抵抗していることは、原告を押さえていた複数の入国警備官の体勢が突如一斉に崩れていること(乙12③[9:01~9:02])から優に認められ、原告が入国警備官の制圧に対し抵抗していたことは明らかである。

また、入国警備官は原告を再度長座姿勢にして、薬の説明をしたい旨述べたが、原告は、一方的に「何でやりすぎ。私薬飲みたいだけ。何で殺したい」などと叫び続け(乙12③[10:50~11:25])、入国警備官の話を一向に聞き入れようとしなかった。

このような当時の状況においては、入国警備官が、入国警備官及び原告双方

の受傷を防止するため、興奮した原告を確実に制圧する必要があると判断したことは社会通念に照らして合理的ということができ、入国警備官Aは、かかる判断に基づき、原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、落ち着かせるため、原告の両腕を持ち上げた。

そして、一般的な肩の伸展（後方拳上）可動域は基本軸に対して50度であるところ（乙32・936ページ）、入国警備官Aはこの関節可動域を超えて原告の両腕を持ち上げておらず（乙12③[11:30～12:55]）、当該行為が長時間には及んでいないことから、現に原告は受傷しなかった。

したがって、当該行為に不当と評価される部分（乙19及び20）があったとしても、原告を確実に制圧しなければならない当時の状況においては、入国警備官Aの当該行為は、具体的な状況の下で相当と認められる限度を超えるものではない。

したがって、入国警備官Aは、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたものでないことから、かかる行為につき、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

以上